

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 アイチトケイ 愛知時計電機株式会社  
 住所 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号  
フリガナ 代表者氏名 取締役社長 ホシノ 星加 俊之  印  
 電話番号 052-661-5151  
 FAX番号 052-661-9315  
 メールアドレス nyusatsu-osa1@inet1.aichitokei.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名                       | チェック | NO. | 水道事業者名                     | チェック | NO. | 水道事業者名          | チェック | NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|----------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1   | 奈良市<br>公営企業管理者               |      | 8   | 御所市<br>水道事業管理者             |      | 15  | 斑鳩町<br>水道事業管理者  |      | 22  | 上牧町<br>水道事業管理者             |      |
| 2   | 大和高田市<br>上下水道事業管理者           |      | 9   | 生駒市<br>水道事業管理者             |      | 16  | 安堵町<br>水道事業管理者  |      | 23  | 王寺町<br>水道事業管理者             |      |
| 3   | 大和郡山市<br>上下水道事業<br>の管理者      |      | 10  | 香芝市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 17  | 川西町<br>水道事業管理者  |      | 24  | 広陵町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 4   | 天理市<br>上下水道事業<br>の管理者        |      | 11  | 葛城市<br>水道事業管理者             |      | 18  | 三宅町<br>水道事業管理者  |      | 25  | 河合町<br>水道事業管理者             |      |
| 5   | 橿原市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 12  | 宇陀市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 19  | 田原本町<br>水道事業管理者 | ✓    | 26  | 吉野町<br>水道事業管理者             |      |
| 6   | 桜井市<br>水道事業管理者               |      | 13  | 平群町<br>水道事業管理者             |      | 20  | 高取町<br>水道事業管理者  |      | 27  | 大淀町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 7   | 五條市<br>水道事業管理者               |      | 14  | 三郷町<br>水道事業管理者             |      | 21  | 明日香村<br>水道事業管理者 |      | 28  | 下市町<br>水道事業管理者<br>の権限を行う町長 |      |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

アイチトケイデンキ株式会社  
愛知時計電機株式会社

〒532-0032  
名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

届出者 取締役社長 星加 俊之 印

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

|                |                             |                      |                          |
|----------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|
| フリガナ<br>氏名又は名称 | アイチトケイデンキ<br>愛知時計電機株式会社     |                      |                          |
| 住所             | 〒532-0032 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号 |                      |                          |
| フリガナ<br>代表者の氏名 | ホシカ トシユキ<br>取締役社長 星加 俊之     |                      |                          |
| 変更に係る事項        | 変更前                         | 変更後                  | 変更年月日                    |
| (2)<br>代表者の氏名  | 取締役社長 神田<br>廣一              | 取締役社長 星加<br>俊之       | 平成29年6月27日               |
| (3)<br>役員の氏名   | 取締役 鈴木 登<br>取締役 中邨 知成       | 取締役 辻 憲史<br>取締役 吉田 豊 | 平成29年6月27日<br>平成29年6月27日 |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 愛知時計電機株式会社  
住 所 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号  
代表者氏名 取締役社長 星加 俊之 印



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号  
愛知時計電機株式会社

|          |  |                                |
|----------|--|--------------------------------|
| 会社法人等番号  | 1800-01-021396   |                                |
| 商号       | 愛知時計電機株式会社   |                                |
| 本店       | 名古屋市熱田区千年字船方15番地   |                                |
|          | 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号  | 昭和46年 2月10日住居表示実施              |
| 公告をする方法  | 電子公告により行う。<br><a href="http://www.aichitokei.co.jp">http://www.aichitokei.co.jp</a><br>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。   | 平成18年 6月29日変更                  |
|          |  | 平成18年 7月 6日登記                  |
| 会社成立の年月日 | 昭和24年6月1日  |                                |
| 目的       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時計およびその部分品の製造、修理、仕入ならびに販売</li> <li>2. 計量器、測定器、分析機器等精密機械器具の製造、修理ならびに販売</li> <li>3. 計測、制御、監視等に関連するシステム機器、装置、ソフトウェアの開発、製造、修理、販売ならびに保守管理</li> <li>4. 前号に関連する調査、検針、コンサルティング、情報処理等の業務の受託</li> <li>5. 工作機械その他諸機械器具工具およびその部分品の製造、加工、修理ならびに販売</li> <li>6. 計量器その他機械器具工具およびその部分品の輸出入ならびに販売代理</li> <li>7. 前各号に関連する電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事等の建設工事の請負</li> <li>8. 前各号に付帯または関連する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成14年 6月27日変更    平成14年 7月 8日登記</p> |                                |
| 単元株式数    | 1000株  |                                |
|          | 100株   | 平成28年10月 1日変更<br>平成28年10月 3日登記 |
| 発行可能株式総数 | 1億4400万株   |                                |

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

愛知時計電機株式会社

|                                  |  |                                |
|----------------------------------|--|--------------------------------|
|                                  | 1440万株   | 平成28年10月 1日変更<br>平成28年10月 3日登記 |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数             | 発行済株式の総数<br>5140万株   | 平成25年 3月25日変更<br>平成25年 3月26日登記 |
|                                  | 発行済株式の総数<br>514万株  | 平成28年10月 1日変更<br>平成28年10月 3日登記 |
| 資本金の額                            | 金32億1815万8400円   | 平成25年 3月25日変更<br>平成25年 3月26日登記 |
|                                  |  |                                |
| 株主名簿管理人の<br>氏名又は名称及び<br>住所並びに営業所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社<br>名古屋市中区栄三丁目15番33号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>平成24年 4月 1日変更 | 平成24年 4月 3日登記                  |
| 役員に関する事項                         | <u>取締役</u> 鈴木 登  | 平成25年 6月27日重任<br>平成25年 7月11日登記 |
|                                  | <u>取締役</u> 鈴木 登  | 平成26年 6月27日重任<br>平成26年 7月 8日登記 |
|                                  | <u>取締役</u> 鈴木 登  | 平成27年 6月24日重任<br>平成27年 7月 7日登記 |
|                                  | <u>取締役</u> 鈴木 登  | 平成28年 6月24日重任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|                                  |  | 平成29年 6月27日退任                  |
|                                  |  | 平成29年 7月 7日登記                  |
|                                  |  |                                |
|                                  |  |                                |

|     |              |               |               |
|-----|--------------|---------------|---------------|
|     | 取締役          | <u>中邨知成</u>   | 平成25年 6月27日重任 |
|     |              |               | 平成25年 7月11日登記 |
|     | 取締役          | <u>中邨知成</u>   | 平成26年 6月27日重任 |
|     |              |               | 平成26年 7月 8日登記 |
|     | 取締役          | <u>中邨知成</u>   | 平成27年 6月24日重任 |
|     |              |               | 平成27年 7月 7日登記 |
|     | 取締役          | <u>中邨知成</u>   | 平成28年 6月24日重任 |
|     |              |               | 平成28年 7月 7日登記 |
|     |              |               | 平成29年 6月27日退任 |
|     |              |               | 平成29年 7月 7日登記 |
|     | 取締役          | <u>小野田晋也</u>  | 平成25年 6月27日重任 |
|     |              |               | 平成25年 7月11日登記 |
| 取締役 | <u>小野田晋也</u> | 平成26年 6月27日重任 |               |
|     |              | 平成26年 7月 8日登記 |               |
|     |              | 平成27年 6月24日退任 |               |
|     |              | 平成27年 7月 7日登記 |               |
| 取締役 | <u>大橋光雅</u>  | 平成25年 6月27日重任 |               |
|     |              | 平成25年 7月11日登記 |               |
|     |              | 平成26年 6月27日退任 |               |
|     |              | 平成26年 7月 8日登記 |               |

|  |     |             |               |
|--|-----|-------------|---------------|
|  | 取締役 | <u>大西和光</u> | 平成25年 6月27日重任 |
|  |     |             | 平成25年 7月11日登記 |
|  | 取締役 | <u>大西和光</u> | 平成26年 6月27日重任 |
|  |     |             | 平成26年 7月 8日登記 |
|  | 取締役 | <u>大西和光</u> | 平成27年 6月24日重任 |
|  |     |             | 平成27年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>大西和光</u> | 平成28年 6月24日重任 |
|  |     |             | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>大西和光</u> | 平成29年 6月27日重任 |
|  |     |             | 平成29年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>杉野和記</u> | 平成25年 6月27日重任 |
|  |     |             | 平成25年 7月11日登記 |
|  | 取締役 | <u>杉野和記</u> | 平成26年 6月27日重任 |
|  |     |             | 平成26年 7月 8日登記 |
|  | 取締役 | <u>杉野和記</u> | 平成27年 6月24日重任 |
|  |     |             | 平成27年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>杉野和記</u> | 平成28年 6月24日重任 |
|  |     |             | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>杉野和記</u> | 平成29年 6月27日重任 |
|  |     |             | 平成29年 7月 7日登記 |

|  |     |              |               |
|--|-----|--------------|---------------|
|  | 取締役 | <u>神田 廣一</u> | 平成25年 6月27日重任 |
|  |     |              | 平成25年 7月11日登記 |
|  | 取締役 | <u>神田 廣一</u> | 平成26年 6月27日重任 |
|  |     |              | 平成26年 7月 8日登記 |
|  | 取締役 | <u>神田 廣一</u> | 平成27年 6月24日重任 |
|  |     |              | 平成27年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>神田 廣一</u> | 平成28年 6月24日重任 |
|  |     |              | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>神田 廣一</u> | 平成29年 6月27日重任 |
|  |     |              | 平成29年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>高須 宏之</u> | 平成25年 6月27日就任 |
|  |     |              | 平成25年 7月11日登記 |
|  | 取締役 | <u>高須 宏之</u> | 平成26年 6月27日重任 |
|  |     |              | 平成26年 7月 8日登記 |
|  | 取締役 | <u>高須 宏之</u> | 平成27年 6月24日重任 |
|  |     |              | 平成27年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>高須 宏之</u> | 平成28年 6月24日重任 |
|  |     |              | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 取締役 | <u>高須 宏之</u> | 平成29年 6月27日重任 |
|  |     |              | 平成29年 7月 7日登記 |



|     |            |                                |                                |
|-----|------------|--------------------------------|--------------------------------|
|     | 取締役        | <u>松原秀式</u>                    | 平成26年 6月27日就任<br>平成26年 7月 8日登記 |
|     | 取締役        | <u>松原秀式</u>                    | 平成27年 6月24日重任<br>平成27年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>松原秀式</u>                    | 平成28年 6月24日重任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>松原秀式</u>                    | 平成29年 6月27日重任<br>平成29年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>星加俊之</u>                    | 平成27年 6月24日就任<br>平成27年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>星加俊之</u>                    | 平成28年 6月24日重任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>星加俊之</u>                    | 平成29年 6月27日重任<br>平成29年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>松井信行</u>                    | 平成27年 6月24日就任<br>平成27年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>松井信行</u>                    | 平成28年 6月24日重任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>松井信行</u>                    | 平成29年 6月27日重任<br>平成29年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>服部誠一</u>                    | 平成28年 6月24日就任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|     | 取締役        | <u>服部誠一</u>                    | 平成29年 6月27日重任<br>平成29年 7月 7日登記 |
| 取締役 | <u>辻憲史</u> | 平成29年 6月27日就任<br>平成29年 7月 7日登記 |                                |

|  |   |                                |
|--|---|--------------------------------|
|  | 取締役 吉田 豊                                | 平成29年 6月27日就任<br>平成29年 7月 7日登記 |
|  | <u>名古屋市瑞穂区春山町15番地の1</u><br>代表取締役 鈴木 登   | 平成25年 6月27日重任<br>平成25年 7月11日登記 |
|  | <u>名古屋市瑞穂区春山町15番地の1</u><br>代表取締役 鈴木 登   | 平成26年 6月27日重任<br>平成26年 7月 8日登記 |
|  | <u>名古屋市瑞穂区春山町15番地の1</u><br>代表取締役 鈴木 登   | 平成27年 6月24日重任<br>平成27年 7月 7日登記 |
|  | <u>名古屋市瑞穂区春山町15番地の1</u><br>代表取締役 鈴木 登   | 平成28年 6月24日重任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>名古屋市瑞穂区春山町15番地の1</u><br>代表取締役 鈴木 登   | 平成29年 6月27日退任<br>平成29年 7月 7日登記 |
|  | <u>三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3</u><br>代表取締役 神田 廣一 | 平成25年 6月27日就任<br>平成25年 7月11日登記 |
|  | <u>三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3</u><br>代表取締役 神田 廣一 | 平成26年 6月27日重任<br>平成26年 7月 8日登記 |
|  | <u>三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3</u><br>代表取締役 神田 廣一 | 平成27年 6月24日重任<br>平成27年 7月 7日登記 |
|  | <u>三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3</u><br>代表取締役 神田 廣一 | 平成28年 6月24日重任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|  | <u>三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3</u><br>代表取締役 神田 廣一 | 平成29年 6月27日重任<br>平成29年 7月 7日登記 |
|  | <u>愛知県大府市東新町三丁目1番地の1</u><br>代表取締役 星加 俊之 | 平成29年 6月27日就任<br>平成29年 7月 7日登記 |

|  |                   |               |
|--|-------------------|---------------|
|  | 監査役 <u>岡谷 篤一</u>  | 平成24年 6月28日重任 |
|  | (社外監査役)           | 平成24年 7月 9日登記 |
|  |                   | 平成28年 6月24日退任 |
|  |                   | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 監査役 <u>多羅 尾 洋</u> | 平成24年 6月28日重任 |
|  | (社外監査役)           | 平成24年 7月 9日登記 |
|  |                   | 平成28年 6月24日退任 |
|  |                   | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 監査役 <u>佐藤 二三夫</u> | 平成24年 6月28日重任 |
|  |                   | 平成24年 7月 9日登記 |
|  |                   | 平成28年 6月24日退任 |
|  |                   | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 監査役 <u>佐伯 卓</u>   | 平成24年 6月28日就任 |
|  | (社外監査役)           | 平成24年 7月 9日登記 |
|  |                   | 平成28年 6月24日退任 |
|  |                   | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 監査役 <u>築山 宗彦</u>  | 平成28年 6月24日就任 |
|  | (社外監査役)           | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 監査役 <u>天田 義孝</u>  | 平成28年 6月24日就任 |
|  |                   | 平成28年 7月 7日登記 |
|  | 監査役 <u>神田 靖</u>   | 平成28年 6月24日就任 |
|  | (社外監査役)           | 平成28年 7月 7日登記 |

|     |                             |   |                                |
|-----|-----------------------------|---|--------------------------------|
|     | 会計監査人                       | <u>有限責任監査法人トーマツ</u>   | 平成25年 6月27日重任<br>平成25年 7月11日登記 |
|     | 会計監査人                       | <u>有限責任監査法人トーマツ</u>   | 平成26年 6月27日重任<br>平成26年 7月 8日登記 |
|     | 会計監査人                       | <u>有限責任監査法人トーマツ</u>   | 平成27年 6月24日重任<br>平成27年 7月 7日登記 |
|     | 会計監査人                       | <u>有限責任監査法人トーマツ</u>   | 平成28年 6月24日重任<br>平成28年 7月 7日登記 |
|     | 会計監査人                       | <u>有限責任監査法人トーマツ</u>   | 平成29年 6月27日重任<br>平成29年 7月 7日登記 |
|     | 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定      | <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 6日登記</p>                                |                                |
|     | 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定 | <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 6日登記</p>   |                                |
|     |                             | <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>平成27年 6月24日変更 平成27年 7月 7日登記</p> |                                |
| 支 店 | 1                           | 大阪市淀川区三津屋北二丁目22番5号  | 平成21年 9月28日移転<br>平成21年 9月29日登記 |
|     | 2                           | 東京都新宿区高田馬場二丁目14番2号  | 平成19年10月 9日移転<br>平成19年10月10日登記 |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
|              | <p>3<br/>名古屋市熱田区千年一丁目2番70号</p>   | <p>平成25年 7月 1日移転<br/>-----<br/>平成25年 7月11日登記</p> |
|              | <p>4<br/>札幌市中央区大通西十五丁目2番地9</p>   | <p>平成21年 1月13日移転<br/>-----<br/>平成21年 1月13日登記</p> |
|              | <p>5<br/>宮城県仙台市宮城野区扇町六丁目1番19号</p>  |  |
|              | <p>6<br/>福岡市南区高宮五丁目3番12号</p>   | <p>平成23年10月31日移転<br/>-----<br/>平成23年11月 2日登記</p> |
| <p>新株予約権</p> | <p>愛知時計電機株式会社第1回新株予約権<br/>新株予約権の数<br/>102個<br/>84個<br/>平成26年 2月 3日変更 平成26年 2月10日登記<br/>77個<br/>平成27年 7月17日変更 平成27年 8月 7日登記<br/>6.5個<br/>平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記<br/>6.0個<br/>平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月11日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法<br/>普通株式 10万2000株<br/>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。<br/>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率<br/>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。<br/>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。<br/>普通株式 8万4000株<br/>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> |  |

は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年 2月 3日変更 平成26年 2月10日登記

普通株式 7万7000株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成27年 7月17日変更 平成27年 8月 7日登記

普通株式 6万5000株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記

普通株式 6500株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記

普通株式 6000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個あたり金17万8000円(株式1株あたり金178円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月20日から平成43年8月19日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成42年8月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年8月20日から平成43年8月19日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）ただし、下記A. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

当該承認日の翌日から15日間

A. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

b. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

c. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当該新株予約権に準じて決定する。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

e. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

f. その他の条件

当該新株予約権に準じて決定する。

③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。



④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成23年 8月19日発行

平成23年 8月30日登記

愛知時計電機株式会社第2回新株予約権

新株予約権の数

107個

88個

平成26年 2月 3日変更

平成26年 2月10日登記

81個

平成27年 7月17日変更

平成27年 8月 7日登記

68個

平成28年 7月 1日変更

平成28年 7月11日登記

63個

平成29年 3月 3日変更

平成29年 4月11日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10万7000株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 8万8000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年 2月 3日変更 平成26年 2月10日登記

普通株式 8万1000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成27年 7月17日変更 平成27年 8月 7日登記

普通株式 6万8000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため

の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記

普通株式 6800株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記

普通株式 6300株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個あたり金21万3000円（株式1株あたり金213円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年8月10日から平成44年8月9日までとする。

#### 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成43年8月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合

平成43年8月10日から平成44年8月9日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）ただし、下記A. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

当該承認日の翌日から15日間

A. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

b. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

c. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当該新株予約権に準じて決定する。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

e. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力

|             |  |             |       |         |       |    |             |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |
|-------------|--|-------------|-------|---------|-------|----|-------------|-------|---------|-------|--------|------------|-------|--------|-------|---------|------------|-------|--------|-------|---------|
|             | <p>発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>f. その他の条件<br/>当該新株予約権に準じて決定する。</p> <p>③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br/>以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案<br/>②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案<br/>③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案<br/>④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案<br/>⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1085 1041 1457 1182"> <tr> <td>平成24年</td> <td>8月</td> <td>9日発行</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>8月</td> <td>20日登記</td> </tr> </table>  | 平成24年       | 8月    | 9日発行    | 平成24年 | 8月 | 20日登記       |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |
| 平成24年       | 8月   | 9日発行        |       |         |       |    |             |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |
| 平成24年       | 8月   | 20日登記       |       |         |       |    |             |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |
|             | <p>愛知時計電機株式会社第3回新株予約権<br/>新株予約権の数</p> <table border="1" data-bbox="502 1265 1457 1523"> <tr> <td><u>112個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>104個</u></td> <td>平成27年</td> <td>7月17日変更</td> <td>平成27年</td> <td>8月7日登記</td> </tr> <tr> <td><u>92個</u></td> <td>平成28年</td> <td>7月1日変更</td> <td>平成28年</td> <td>7月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>86個</u></td> <td>平成29年</td> <td>3月3日変更</td> <td>平成29年</td> <td>4月11日登記</td> </tr> </table> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法<br/>普通株式 11万2000株<br/>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$ <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌</p> | <u>112個</u> |       |         |       |    | <u>104個</u> | 平成27年 | 7月17日変更 | 平成27年 | 8月7日登記 | <u>92個</u> | 平成28年 | 7月1日変更 | 平成28年 | 7月11日登記 | <u>86個</u> | 平成29年 | 3月3日変更 | 平成29年 | 4月11日登記 |
| <u>112個</u> |  |             |       |         |       |    |             |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |
| <u>104個</u> | 平成27年  | 7月17日変更     | 平成27年 | 8月7日登記  |       |    |             |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |
| <u>92個</u>  | 平成28年  | 7月1日変更      | 平成28年 | 7月11日登記 |       |    |             |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |
| <u>86個</u>  | 平成29年  | 3月3日変更      | 平成29年 | 4月11日登記 |       |    |             |       |         |       |        |            |       |        |       |         |            |       |        |       |         |

日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 10万4000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成27年 7月17日変更 平成27年 8月 7日登記

普通株式 9万2000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記

普通株式 9200株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 ×  $\frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年10月1日変更 平成28年10月3日登記

普通株式 8600株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 ×  $\frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年3月3日変更 平成29年4月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個あたり金20万1000円（株式1株あたり金201円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月21日から平成45年8月20日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア、またはイ、に定める場合（ただし、イ、については、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている

場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成44年8月20日に至るまでに権利行使開始日を逸えなかった場合

平成44年8月21日から平成45年8月20日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年 8月20日発行

平成25年 8月29日登記

愛知時計電機株式会社第4回新株予約権

新株予約権の数

106個

94個

平成28年 7月 1日変更

平成28年 7月11日登記

89個

平成29年 3月 3日変更

平成29年 4月11日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10万6000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または



準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 9万4000株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年7月1日変更 平成28年7月11日登記

普通株式 9400株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年10月1日変更 平成28年10月3日登記

普通株式 8900株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを合

む。以下、株式分割の記載につき同じ) または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月11日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個あたり金21万7000円(株式1株あたり金217円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月13日から平成46年8月12日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合(ただし、イ. については、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成45年8月13日から平成46年8月12日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

|       |  |       |         |       |         |
|-------|--|-------|---------|-------|---------|
|       | <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br/>以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案<br/>②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案<br/>③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案<br/>④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案<br/>⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>  |       |         |       |         |
|       | <table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td>平成26年</td> <td>8月12日発行</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>8月25日登記</td> </tr> </table> <p>愛知時計電機株式会社第5回新株予約権<br/>新株予約権の数<br/>78個<br/>75個</p> <p style="text-align: center;">平成29年 3月 3日変更      平成29年 4月 11日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法<br/>普通株式 7万8000株<br/>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>普通株式 7800株<br/>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基</p> | 平成26年 | 8月12日発行 | 平成26年 | 8月25日登記 |
| 平成26年 | 8月12日発行  |       |         |       |         |
| 平成26年 | 8月25日登記  |       |         |       |         |

準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年10月1日変更 平成28年10月3日登記

普通株式 7500株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年3月3日変更 平成29年4月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個あたり金27万9000円(株式1株あたり金279円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年8月19日から平成47年8月18日までとする。

新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア、またはイ、に定める場合(ただし、イについては、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成46年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成46年8月19日から平成47年8月18日  
イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

③ 前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

|       |         |
|-------|---------|
| 平成27年 | 8月18日発行 |
| 平成27年 | 8月31日登記 |

愛知時計電機株式会社第6回新株予約権

新株予約権の数

97個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 9万7000株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 9700株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年10月1日変更 平成28年10月3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個あたり金21万3000円(株式1株あたり金213円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月18日から平成48年8月17日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア、またはイ、に定める場合(ただし、イについては、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
  - ア. 新株予約権者が平成47年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成47年8月18日から平成48年8月17日
  - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- ③ 前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

|                        |  |  |
|------------------------|--|--|
|                        | <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br/>以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案<br/>② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案<br/>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案<br/>④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案<br/>⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> | <p>平成28年 8月17日発行<br/>平成28年 8月30日登記</p>     |
| <p>吸収合併</p>            | <p>平成27年10月1日名古屋市熱田区千年一丁目2番70号アイレックス株式会社を合併</p>  | <p>平成27年10月 2日登記</p>                       |
| <p>取締役会設置会社に関する事項</p>  | <p>取締役会設置会社</p>  | <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p> |
| <p>監査役設置会社に関する事項</p>   | <p>監査役設置会社</p>   | <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p> |
| <p>監査役会設置会社に関する事項</p>  | <p>監査役会設置会社</p>  | <p>平成18年 7月 6日登記</p>                       |
| <p>会計監査人設置会社に関する事項</p> | <p>会計監査人設置会社</p>   | <p>平成18年 7月 6日登記</p>                       |
| <p>登記記録に関する事項</p>      | <p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p>   | <p>平成 7年 9月21日移記</p>                       |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(名古屋法務局管轄)

平成29年 8月 2日

名古屋法務局熱田出張所  
登記官

大 島 久



定 款

愛知時計電機株式会社



# 愛知時計電機株式会社定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当会社の商号は、愛知時計電機株式会社と称し、英文では Aichi Tokei Denki Co., Ltd. と表示する。

### 第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 時計およびその部分品の製造、修理、仕入ならびに販売
2. 計量器、測定器、分析機器等精密機械器具の製造、修理ならびに販売
3. 計測、制御、監視等に関連するシステム機器、装置、ソフトウェアの開発、製造、修理、販売ならびに保守管理
4. 前号に関連する調査、検針、コンサルティング、情報処理等の業務の受託
5. 工作機械その他諸機械器具工具およびその部分品の製造、加工、修理ならびに販売
6. 計量器その他機械器具工具およびその部分品の輸出入ならびに販売代理
7. 前各号に関連する電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事等の建設工事の請負
8. 前各号に付帯または関連する一切の事業

### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を名古屋市に置く。

### 第4条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数および単元株式数)

当会社の発行可能株式総数は、1,440万株とする。

2. 当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって当会社の株式を取得することができる。

### 第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### 第9条 (単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合はこの限りでない。

#### 第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### 第11条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第12条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第13条 (定時および臨時株主総会)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

#### 第14条 (招集および議長)

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出することを要する。

第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

第19条 (員数)

当社の取締役の定員は、12名以内とする。

第20条 (選任)

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第23条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって会社を代表する取締役を選定する。

2. 代表取締役は、取締役会の決議に基づき、各自会社を代表して業務を執行する。

第24条 (役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。

第25条 (相談役および顧問)

取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。

第26条 (執行役員)

取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。

2. 執行役員に関する事項は、取締役会規則および取締役会で定める執行役員規程による。

第27条 (取締役会およびその招集者)

取締役は、取締役会を構成し、取締役会は、会社の業務執行を決定する。

2. 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。

3. 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

第28条 (招集の通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

## 第29条 (決 議)

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

## 第30条 (議 事 録)

取締役会の議事その他法令に定める事項については、議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録等に記載または記録する。

## 第31条 (取締役会規則)

取締役会の運営について本定款に定めのない事項は、取締役会で定める取締役会規則による。

## 第32条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第33条 (員 数)

当会社の監査役の定員は、5名以内とする。

### 第34条 (選 任)

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第35条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができない。

### 第36条 (報 酬 等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第37条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第38条 (招集の通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

#### 第39条 (決 議)

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第40条 (議 事 録)

監査役会の議事その他法令に定める事項については、議事録を作成し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。

#### 第41条 (監査役会規則)

監査役会の運営について本定款に定めのない事項は、監査役会で定める監査役会規則による。

#### 第42条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

### 第 6 章 会計監査人

#### 第43条 (選 任)

会計監査人は、株主総会で選任する。

#### 第44条 (任 期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### 第45条 (報 酬 等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。



## 第7章 計 算

### 第46条 (事業年度および決算期)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日をもって決算期とする。

### 第47条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第48条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### 第49条 (剰余金の配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### 附 則

第6条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発生後、これを削除する。

以 上

昭和24年 6月 1日制定  
昭和24年11月24日改訂  
昭和26年11月30日改訂  
昭和27年11月29日改訂  
昭和28年11月28日改訂  
昭和29年 5月29日改訂  
昭和34年 5月25日改訂  
昭和35年11月30日改訂  
昭和36年11月30日改訂  
昭和42年 5月30日改訂  
昭和47年11月29日改訂  
昭和50年 5月30日改訂  
昭和55年 6月27日改訂  
昭和57年 6月29日改訂  
昭和59年 6月29日改訂  
平成 3年 6月27日改訂  
平成 6年 6月29日改訂  
平成10年 6月26日改訂  
平成14年 6月27日改訂  
平成15年 6月27日改訂  
平成16年 6月29日改訂  
平成18年 6月29日改訂  
平成21年 6月26日改訂  
平成24年 6月28日改訂  
平成27年 6月24日改訂  
平成28年 6月24日改訂

平成29年度 11月 2日  
この字は原本に相違ありません

名古屋市熱田区日2番70号  
愛知時報株式会社  
取締役社長 俊之



平成28年 6月24日改訂版